

生き抜く力を育むこれからの安全教育

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官 吉門 直子

1 はじめに

平成 30 年 12 月に「今年の漢字」¹として発表されたのは「災」。6 月の大坂府北部を震源とする地震に続き、7 月豪雨、9 月の北海道胆振東部地震と連続して発生した、この年の状況が反映されたものと推察される。これほど短期間に大きな災害が集中したことはこれまでみられなかったことである。また、今後発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震をはじめ、気候変動に伴う極端な大雨や台風の大型化による災害も懸念され、自然災害は日本中どこでも発生する可能性がある。

さらに、登下校中の児童生徒等が犯罪被害や交通事故に巻き込まれる事案、熱中症なども依然として発生していることや、近年、スマートフォンや SNS の普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されており、児童生徒等の命を守るための、安全管理・組織活動の一層の充実を図るとともに、安全で安心な社会づくりの担い手となる児童生徒等への安全教育の重要性が一層高まっている。

2 学校安全の意義

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようになることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして安全教育・安全管理の活動を円滑に進めるための組織活動という 3 つの主要な活動で構成されている。

学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義。以下同じ。）」の 3 つの領域が挙げられる。

- 「生活安全」：学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。
- 「交通安全」：様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。
- 「災害安全」：地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

加えて、近年、スマートフォンや SNS の普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されている。学校を取り巻く危機事象は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかつた新たな危機事象の出現などに応じて、学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要である。

¹ その年一年を振り返るものとして、日本漢字能力検定協会が毎年全国から募集し、12 月 12 日（漢字の日）に京都・清水寺で発表している。阪神淡路大震災が起きた平成 7 年の「震」に始まり今年で 24 回目。新潟中越地震などがあった平成 16 年も「災」が選ばれている。

学校における安全の取組



3 第2次学校安全の推進に関する計画における安全教育の方向性

学校保健安全法第3条の規定に基づき、国は「学校安全の推進に関する計画」を平成24年4月24日に閣議決定した。これは、それまでの学校安全の状況とともに東日本大震災の教訓や課題も踏まえ、概ね5年間にわたる学校安全に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示したものである。

この間、学校では、特に防災教育を中心とした安全教育の推進とともに、通学中の交通事故や犯罪被害の防止のための安全点検や見守り活動等、各種の安全上の課題に応じた対策が推進されてきた。一方、学校安全に関する意識や取組については、地域や学校、教職員による差もあり、全ての学校における取組が十分とは言えない状況であった。

こうした現状を踏まえ、「第2次学校安全の推進に関する計画」(平成29年3月24日閣議決定)では、目指すべき姿として、

- 全ての児童生徒等が安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指す。

ことを掲げ、その実現のために、5つの推進方策の柱（①学校安全に関する組織的取組の推進、②安全に関する教育の充実、③学校の施設及び設備の整備充実、④学校安全に関する

るP D C Aサイクルの確立を通じた事故等の防止、⑤家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進）と12の施策目標を設定し、国・学校設置者・学校等が具体的な取組を推進することとしている。

特に安全に関する教育の充実に関しては、具体的な施策目標として次のように盛り込まれている。

＜安全に関する教育の充実方策＞

児童生徒等が、安全に関して主体的に行動する態度を身に付けるためには、学校における安全教育の質・量の両面での充実が不可欠である。このため、全ての学校において、学校安全計画に安全教育の目標を位置づけ、これに基づいて、カリキュラム・マネジメントの確立と主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善により、系統的・体系的で実践的な安全教育を実施する。」

【施策目標 5】全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。

【施策目標 6】全ての学校において、自校の安全教育の充実の観点から、その取組を評価・検証し、学校安全計画の改善を行う。

これを具体的に推進するための方策のうち、学校における取組として、主に以下の内容があげられている。

(1) 「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進

- ・各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施する。
 - ・安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むため、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくなど、カリキュラム・マネジメントの確立を通じて地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進する。

(2) 優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実

- ・教育課程全体を見通してどの教科等において何に取り組むのかということや、それぞれの活動がどのように関連しているのかということについて、あらかじめ整理し、教職員の共通理解を得ておく。

- ・学校における避難訓練は、実践的な訓練手法が浸透するとともに、避難生活の体験を行う防災キャンプなど、児童生徒等の実践的な安全教育の手法としての活用も進んでいる。学校は、地域の特性を踏まえ、このような実践的な取組を一層推進する。また、学校安全に関するPDCAサイクルの確立にも生かしていくことが重要である

(3) 現代的諸課題への対応

- ・児童生徒等が海外を含めた様々な環境においても、適切な情報収集や危険予測により、自他の安全を守るために必要な行動をとる必要が生じることを念頭において、安

全に関する資質・能力を身に付けさせる。

4 新学習指導要領における安全教育

平成 29 年 3 月 31 日に公示された「小学校学習指導要領」の「総則」において、

- ・安全に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。
- ・それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。
- ・教育課程の編成及び実施に当たっては、…学校安全計画…など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

とされている。（「中学校学習指導要領」、「高等学校学習指導要領」（平成 30 年 3 月 31 日公示）においても同様に記載）

各教科等においては、体育科では、例えば、第 5 学年の保健領域において「けがの防止」として、「交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止」「けがの手当」を取り上げ、けがの発生要因や防止の方法、簡単な応急手当等について学習することとされている。

社会科では、例えば、第 3 学年で「地域の安全を守る働き」、第 4 学年で「人々の健康や生活環境を支える事業」、「自然災害から人々を守る活動」、第 5 学年で「我が国の国土の自然環境と国民生活との関連」、第 6 学年で「国や地方公共団体の政治」等について学習することとされている。

理科では、例えば、第 4 学年「B(3)雨水の行方と地面の様子」、第 5 学年「B(3)流れる水の働きと土地の変化」「B(4)天気の変化」、第 6 学年「B(4)土地のつくりと変化」等について学習することとされている。

特別活動では、例えば、「[学級活動] (2) ウ 心身共に健康で安全な生活態度の形成」で「現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること」、「[学校行事] (3) 健康安全・体育的行事」で「事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得」等について学習することとされている。

なお、上記以外にも、安全教育は各教科等において行うことが可能であり、新小学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について、育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して作成した表が小学校学習指導要領解説総則編の付録に掲載されている。

今回の改訂に至る検討の中で、平成 28 年 12 月 21 日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等に

ついて」（以下「答申」）において、「安全で安心な社会づくりのために必要な力」は、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして、「教科等の関係を明確にし、どの教科等におけるどのような内容に関する学びが資質・能力の育成につながるのかを可視化し、教育課程全体を見渡して確実に育んでいくこと」とされている。

また、「健康・安全・食に関する資質・能力」について、全ての教科等と同様に、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱で整理している。このうち、安全に関する資質・能力を取り出すと次のように整理される。

<安全に関する資質・能力>

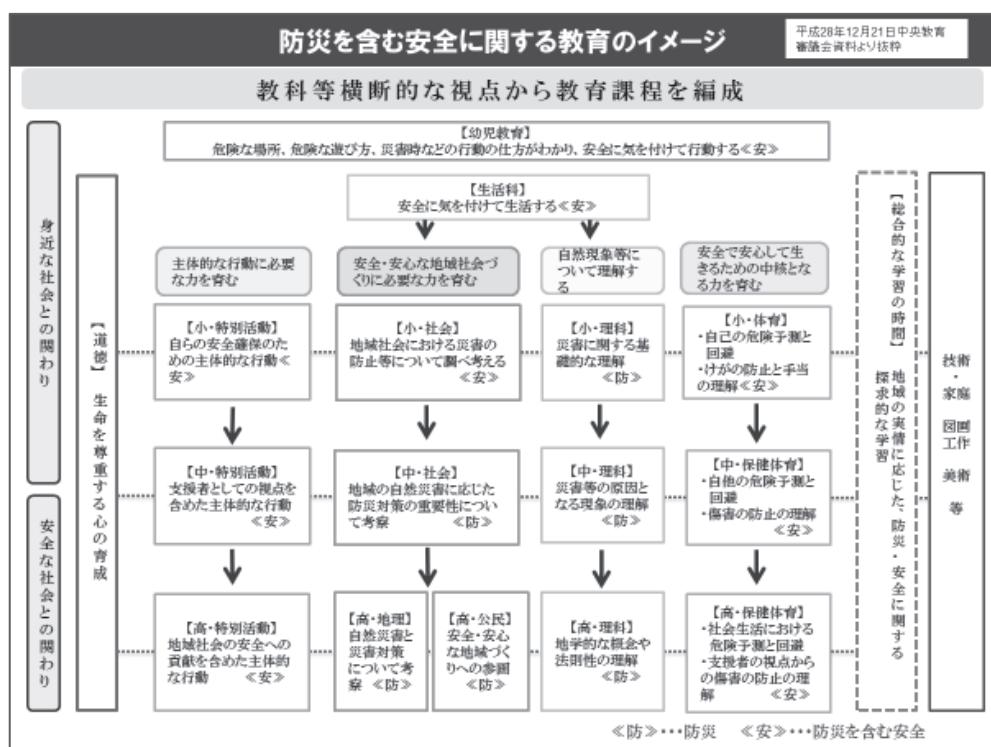
○様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

(知識・技能)

○自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。 (思考力・判断力・表現力等)

○安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。 (学びに向かう力・人間性等)

各学校においては、こうした内容も踏まえ、地域の特性や児童生徒等の実情に応じ、安全に関する資質・能力を、各学校段階を通じて教科等横断的な視点で体系的に育んでいくことが重要である。



5 これからの安全教育

学校における安全教育は、児童生徒等の生涯にわたる安全に関する資質・能力の基盤を培うものであることに加え、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が成長し、様々な場面で活躍することを通じて社会全体の安全意識の向上に寄与することが期待される。こうしたことから、安全教育は次代の「安全文化」を創造するという意義を担っていると考えられる。

上記のように、これからの安全教育は、新学習指導要領に基づき第2次学校安全の推進に関する計画において示された具体的方策を踏まえて実施することが求められる。すなわち、各学校において児童生徒等に育成する安全に関する資質・能力を具体的にイメージするとともに、自助・共助・公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等における安全に関する内容を整理し、それぞれの繋がりを意識しながら学校安全計画に位置づけ、系統的・体系的な安全教育を意図的・計画的に実施することが重要である。

さらに、安全教育の推進に向けた指導の工夫改善の取組を学校教育活動の中にしっかりと定着させていくために、学校は、教育課程全体を見通してどの教科等において何に取り組むのかということや、それぞれの活動がどのように関連しているのかということについて、あらかじめ整理し、教職員の共通理解を得ておくことが必要である。例えば、地域の防犯、防災、交通安全に係る安全マップづくりは、児童生徒等自身に周囲の環境における危険個所の確認や危険予測を行わせたり、具体的な行動を考えさせたりする上で有効であるが、地域の歴史や自然環境を学ぶための活動を関連させることにより、児童生徒等が地域を様々な観点から理解することにも役立つものである。このため、安全教育の観点だけではなく、教科等の目標と関連付けた地域学習の一環として位置付けるなどの工夫が必要である。

全ての学校において、地域の実情や児童生徒等の実態に応じた、質の高い安全教育の充実が求められる。

6 学校安全ポータルサイト

「文部科学省×学校安全」

[\[https://anzenkyouiku.mext.go.jp/\]](https://anzenkyouiku.mext.go.jp/)

文部科学省では、学校安全に関する様々

な資料を学校に配布している。また各自治体においても、防災教育の副読本や安全教育のプログラム、防災マニュアル作成の手引き等、地域の特性を踏まえた教材や資料が作成されている。しかし、こうした資料は必ずしも全ての教職員に共有されず、有効に活用されていない実態があったことから、各学校で必要な時にいつでも情報を入手できることを目指して、学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」を平成28年4月から開設・運用している。ここには、文部科学省の資料だけではなく、各都道府県等が作成した資料やモデル事業における実践事例、各種研修会の情報等、学校安全に関する様々な情報を掲載しているので、ぜひご参照いただきたい。

